

平成14年8月2日
監査事務局

問い合わせ先
監査事務局総務課
電話 03-5320-7016

自動車税納税済等照合事務の委託契約にかかる
経費の支出を違法・不当としてその返還等の
必要な措置を求める住民監査請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

世田谷区 前川 毅

2 請求書の提出

平成14年6月7日

3 請求の内容

(1) 主張事実

ア 概要

(ア) 自動車の車検を陸運局に申請する際、納税済通知書の添付が「道路運送車両法第97条の2（以下「97条の2」という。）」で義務付けられており、申請時に、車検申請書と納税済通知書の照合が行われる。この照合作業は97条の2で定められているとおり、陸運局の業務である。

(イ) にもかかわらず、都主税局は、本件照合事務を、社団法人東京都自動車整備振興会（以下「本件振興会」という。）に委託しているが、なぜか、東京都は、他府県（東京都ではない。）の自動車税等照合に対しても、自動車税等照合事務委託の名目で、本件振興会に費用の支払いをしている。

イ 違法事由

東京都が他府県の自動車税の納税確認に費用を負担することは、法は認めていないこと、地方自治法は他府県事業の負担を禁止していること、また、本件委託業務（納税証明書を委託業者により回収される。）により国が97条の2による業務ができず支障をきたしており、他府県の納税確認業務やその委託業務は、違

法な支出に相当する。

ウ 経緯

本件支払いの経緯を調べてみると、昭和47年、自動車税の徴収アップを目的として、地方自治体が当時の運輸省・自治省に働きかけ、97条の2を作らせた。しかし、現場の陸運局は仕事が増えることを嫌がり、当時、都職員が陸運局に出向き照合事務を行っていた。その後、昭和60年ごろ本件振興会に委託し現在に至っている。

(2) 措置請求

平成13年度分以前及び既に支払われた他府県納税確認分の金員の返還を、そして、支払われていない金員に対しては、支払いの差止めと本件振興会との本件（納税確認業務）の契約解除を求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、1年の監査請求期間を経過した平成12年度以前の契約を除き、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

都が社団法人東京都自動車整備振興会（以下「本件振興会」という。）と契約締結した自動車税納税済等照合事務委託（12主総経契第1096号の2。以下「平成13年度契約その1」という。）自動車税納税済等照合事務委託（13主総経契第500号の2。以下「平成13年度契約その2」という。）及び自動車税延滞金確認等照合事務委託（13主総経契第1213号。以下「平成14年度契約」という。）にかかる経費の支出を監査対象とした。

2 監査対象局等

主税局を監査対象とした。

また、本件振興会に対し、関係人調査を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第5項の規定に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の連絡があったため、陳述は実施しなかった。

また、新たな証拠の提出はなかった。

第3 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

本件請求には、理由があるものと認める。

したがって、法第242条第3項の規定に基づき、知事に対し、別項のとおり勧告する。

以下、事実関係の確認、主税局の説明及び判断理由について述べる。

1 事実関係の確認

- (1) 平成13年度契約その1、平成13年度契約その2及び平成14年度契約（以下「本件委託契約」という。）の概要は次の表のとおりである。

(表) 本件委託契約の概要

	平成13年度契約 その1	平成13年度契約 その2	平成14年度契約
契約年月日	平成13.4.1	平成13.12.26	平成14.4.1
契約期間	平成13.4.1～ 平成13.12.31	平成14.1.1～ 平成14.3.31	平成14.4.1～ 平成14.6.30
単 価	6円50銭	6円50銭	6円50銭
委託内容	・自動車税納税証明書 等の照合 ・自動車税納税済等 照合印の押印	・自動車税納税証明書 等の照合 ・自動車税納税済等 照合印の押印	・自動車税納税証明書 等の照合 ・自動車税延滞金等 照合印の押印
処 理 件 数	1,168,233 件	413,166 件	360,418 件
都内登録車両	894,754 件	324,266 件	280,743 件
他県登録車両	273,479 件	88,900 件	79,675 件
支 出 金 額	7,973,189 円 (消費税相当額を含む)	2,819,857 円 (消費税相当額を含む)	監査日現在、支出さ れていない。

(2) 関係法令の概要について

ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

(ア) 登録自動車の使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう継続検査を受けなければならない（第62条第1項）。

(イ) 継続検査の申請をする場合には、申請者は、当該自動車の所有者が当該自動車について現に自動車税等の滞納がないことを証するに足る書面を呈示しなければならない。国土交通大臣は、この書面の呈示がないときは、継続検査をしないものとする（第97条の2）。

イ 道路運送車両法施行令（昭和26年政令第254号）

道路運送車両法第62条第1項に規定する国土交通大臣の権限は、最寄りの地方運輸局長に委任されている（第9条第1項第2号）。

ウ 地方税法（昭和25年法律第226号）

自動車税は、自動車に対し、主たる定置場所在の都道府県において、その所有者に課する（第1条第2項及び第145条）。

2 主税局の説明

(1) 主税局は、自動車税の延滞金を確実に徴収する目的から、運輸支局又は各自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）が行っている継続検査事務の流れの中で、自動車税の延滞金徴収漏れを防止するための照合事務を行うこととし、継続検査事務を取り扱っている本件振興会と本件委託契約を締結し、都内登録車両について自動車税の延滞金の照合事務（以下「延滞金照合事務」という。）を行っている。

(2) 継続検査は、昭和45年の道路運送車両法の改正により全国どこの運輸支局等でも受けられるため、本件振興会の窓口代行業者等が提出する多量の申請書類は都内登録車両と他県登録車両が順不同に混在している。

(3) したがって、都内登録車両について延滞金照合事務を行うためには、受付窓口申請書類が提出された段階で、確実な登録番号が記載されている納税証明書、領収書、非課税（減免）などの多様な証明書類により、都内登録車両か他県登録車両かの分別を行う必要がある。

この分別業務は、延滞金照合事務の前提となり、分別確認の誤りがそのまま延滞金照合事務の見落としにつながる質的に非常に重要な業務である。

(4) 分別後、都内登録車両について延滞金照合事務を行い、延滞金の滞納がある場合には自動車税事務所で納付することを案内し、延滞金の滞納が無いことを確認して、申請書類に自動車税納税済等照合印または自動車税延滞金等照合印を押印する。

その後、都内登録車両及び他県登録車両の全件について、分類集計した上、通知票及び記録表の作成を行い納税証明書等とともに、自動車税事務所に送付している。

(5) 以上のとおり、分別業務は都内登録車両の延滞金照合事務を行う上で欠くことのできない一体不可分の業務となっている。このため、契約支払いについては、それぞれの業務毎に単価を設定して支払うことが困難であり、全件に対して均した単価を乗じて支払う方法を採用している。

なお、現行単価の6円50銭は、人材派遣の類似職種の時間単価を基に計算した1件の処理に要する経費（約10円）と比較しても低廉な金額であり妥当なものである。

以上のことから、本件委託契約に伴う支出については、何ら違法・不当ではないと考える。

3 判断

以上のような事実関係の確認及び主税局の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

請求人は、本件委託契約において、他県登録車両の処理に対する経費を支出していることを違法・不当として、損害の補てん等を求めているものと解されるので、以下このことについて判断する。

関係資料の調査、主税局に対する事情聴取及び関係人調査から、以下の事実が認められた。

ア 本件振興会は、都内登録車両と他県登録車両が順不同に混在する書類の受付を行っていること。

イ 本件振興会は、本件委託契約に基づき、都内登録車両の延滞金照合事務を行っていること。

ウ 本件振興会は、一連の作業の流れの中で、都内登録車両と他県登録車両について同一の処理を行い、その後、納税証明書を都内分と都外分とに分類していること。

エ 本件振興会は、上記作業後、主税局が仕様書に基づき交付した通知票に、納税証明書取扱件数を都内と都外とに分けて記載し、主税局に毎日報告していること。

オ 主税局は、本件振興会から四半期ごとに請求を受け、通知票に基づき毎月作成される照合件数報告書と突き合わせ、都内登録車両と他県登録車両の処理件数の合計に単価6円50銭を乗じて委託料を支出していること。

以上のことから、都内登録車両について延滞金照合事務を行うためには、その前提として、都内登録車両か他県登録車両かの分別を行う必要があり、分別業務の誤りがそのまま延滞金照合事務の見落としにつながる重要な業務であると主税局が説明する分別業務が行われているとは認められない。

したがって、実際には行われていない分別業務に対して経費を支出していることは違法・不当といわざるを得ず、都は、この支出額を都の損害として、その補てんのための措置を行う必要があると認められる。

よって、別項のとおり知事に勧告する。

【知事への勧告】

法第242条第3項に基づき、知事に対し、次に掲げる措置を講じることを勧告する。

(1) 平成14年10月31日までに、都が被った次の損害額等を確定し、その補てんのために必要な措置を講じること。

ア 損害額

平成13年度契約その1及び平成13年度契約その2において、分別業務に対する経費として支出した委託料相当額

イ 利子相当額

上記アの金額に関し、都が行った支出について、支出日の翌日から損害補てんの日までの年5分の割合による利子相当額

(2) 平成14年度契約については、分別業務に対する経費を支出しないこと。

資料（東京都職員措置請求書等）

東京都職員措置請求書

監査請求

< 概要 >

自動車の車検を陸運局に申請する際、納税済み通知書の添付が「道路運送車両法97条-2（以下「97条-2」と言う）」で義務づけられており、申請時に、車検申請書と納税済み通知書の照合が行われる。この照合作業は97条-2で定められている通り、陸運局の業務である。

にもかかわらず、都主税局は、本件照合事務を、社団法人東京都自動車整備振興会（以下「本件振興会」という）に委託しているが、なぜか東京都は、他府県（東京都ではない。）の自動車税等照合に対しても、自動車税等照合事務委託の名目で、本件振興会に費用の支払をしている。

< 違法事由 >

東京都が他府県の自動車税の納税確認に費用を負担することは、法は認めていないこと、及び地方自治法は他府県事業の負担を禁止している、また本件委託業務（納税証明書を委託業者により回収される）により国が97条-2による業務にできず支障をきしており、他府県の納税確認業務やその委託業務は、違法な支出に相当する。

< 経緯 >

本件支払の経緯を調べてみると、昭和47年、自動車税の徴収アップを目的として、地方自治体が当時の運輸省・自治省に働きかけ、97条-2を作らせた。しかし、現場の陸運局は仕事が増えることを嫌がり、当時、都職員が陸運局に出向き照合事務を行っていた。その後、昭和60年ごろ本件振興会に委託し現

在に至っている。

<措置請求内容>

そこで、平成13年度分以前及びすでに支払われた他府県納税確認分の金員の返還を、そして、支払われていない金員に対しては、支払いの差し止めと本件振興会との本件（納税確認業務）の契約解除を求めるものである。

（以上、原文のまま掲載）

事実証明書

ア 請求人作成の「事実証明書」

イ 請求人作成の「同様の監査請求の監査結果と反論」

ウ 平成13年4月1日付け契約書「自動車税納税済等照合事務委託」の写し

エ 平成14年6月20日付14主課計第164号「非開示決定通知書」の写し

オ 平成14年6月26日付14主課計第175号「一部開示決定通知書」及び開示された文書の写し